

事業系ごみを含む一般廃棄物と産業廃棄物の分類表
(一廃…一般廃棄物、産廃…産業廃棄物)

種子島地区広域事務組合

指定	区分	種類または内容	主な排出事業者	一廃	産廃
産業廃棄物の業種指定なし	燃えがら	木炭等燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物等	全事業所(銭湯、焼肉店等)		●
		産廃の木くず等を焼却した際の燃え殻、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
		紙くずを焼却した際の燃え殻、灰	全事業所	●	
	汚泥	工場廃水処理や製造工程で生じる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所(工場、飲食店、旅館、国・県・市等)		●
	廃油	エンジン油等の鉱物性油、天ぷら油等の動物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		●
	廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●
	廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
	廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
		店舗やスーパー等で客が飲食した後のプラスチック容器等	飲食店、パチンコ店等		●
		従業員が購入・消費した後に事業所内で排出したもの(弁当容器等)	会社事務所等	●	
	ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
	金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		●
		従業員が購入・消費した後に事業所内で排出したもの(飲料缶等)	会社事務所等	●	
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、珪藻土、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
		従業員が購入・消費した後に事業所内で排出したもの(飲料びん等)	会社事務所等	●	
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石灰、粉灰かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●	
がれき類	工作物の除去に伴う生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●	
ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●	
その他	輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		●
		乗組員等の日常生活のごみ、入国者の外国における日常生活のごみ	外国航路航空機乗組員、外国旅行者等	●	

指定	区分	種類または内容	主な排出事業者	一廃	産廃
産業廃棄物の業種指定あり	紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業(新築、改築、除去)		●
		ハルワ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	ハルワ・製紙業、新聞業等		●
		雑誌、新聞紙、事務用品、カタログ、包装紙、ダンボール	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
	木くず	型枠、足場材、木造解体材等	建設業(新築、改築、除去)		●
		残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業等		●
		木製机、テーブル、椅子、梱包材、板切れ、看板等	会社事務所、飲食店等	●	
		木製電柱、木製電線トラム等	電気工事業		●
		測量杭・測量ポール	測量業	●	
		街路樹せん定木、庭木せん庭木	造園業、園芸サービス業	●	
		河川・道路管理等の伴う流木、木ぎれ	国・県・市等管理者	●	
		間伐材	育林業	●	
		木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
		木製ハレット(ハレットに固定された木製の構築物を含む)	全事業所		●
	繊維くず	廃ウェア、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業(新築、改築、除去)		●
		木綿くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
		繊維くず	繊維製品製造業	●	
		布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
	動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、ハンパくず等	食料品製造業、パン・菓子・めん類製造業等	●	
		卸売市場、飲食店、スーパー、小売店、ホテル等	●		
		賞味期限切れの製品くず	同上	●	
	動物性固形不要物	家畜の解体等により生じる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場	●	
		食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
	動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
		ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、動物病院等	●	
	動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
		ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、動物病院等	●	
			産業廃棄物を処分するために処理したもの(汚泥のコンクリート固化物等)	産廃処理施設等	

※この表は、構成自治体における廃棄物の取り扱いについて、地域実情等を踏まえて定めたものです。(R2.4.1)